

◇この議事速報（未定稿）は、審議の参考に供するた
めの未定稿版で、一般への公開用ではありません。
◇後刻速記録を調査して処置することとされた発
言、理事会で協議することとされた発言等は、原
発言のまま掲載しています。
◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますの
で、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と
受け取られることのないようお願いいたします。

○津島委員長 次に、階猛君。

○階委員 立憲民主党の階猛です。

まず、財務大臣に伺います。
能登半島地震について、先日特措法が成立しま
して、今回の災害による損失については、今年に
入ってからの損失だけでも、前年の申告をする
際に損失として含めていいということになりまし
た。これはこれで大事なことだと思いますけれど
も、もう一步踏み込んだ災害損失に対する支援が
必要ではないかというふうに思っております。

これは、所得税法七十二条という条文がありま
して、控除の種類がいろいろある中で、災害によ
る損失というのは雑損控除に含まれるということ
です。この雑損控除ということになりますと、災
害の損失は、盗難や横領と同じ扱いになっている
わけです。なおかつ、所得税法の八十七条一項に
よって、この雑損控除は、基礎控除とか扶養控除
とか毎年発生する人的控除、これに先立って控除
を行うことになっています。

私は、災害で損失を被るといえるのは、災害大国

である日本において、いつ何とき誰に起きてもお
かしくないことだと思っておりますし、その損失
というのは、物心両面で人生を一変させるほど重
大なものになり得ると思っております。

災害損失を盗難や横領と一緒にすることも
問題だと思えますし、災害損失の控除を先に行う
結果、一般の人が毎年受けている人的控除の恩恵
を、より手厚い支援が行われるべき被災者はかえ
って受けられなくなる、こういう矛盾があると思
っております。

そこで、お尋ねします。人的控除の前に災害損
失の控除を行うというのが現行制度でありますけ
れども、果たしてこれが合理性があるものなのか
どうか、お答えください。

○鈴木国務大臣 雑損控除の、その控除の順番を
見直すということにつきましては、今先生から御
指摘をいただきました。また、同様のことが、例
えば日本税理士連合会からもなされているという
ことも承知しております。

雑損控除であります。これは、災害などによ
って、住宅や生活に必要な資産など生活の基盤に
損失が生じた場合における直接的な所得税力の減殺
を調整するものでございます。

所得税の計算に当たりましては、まずは収入か
ら必要経費を差し引き、所得税力の基礎となる所得
を定めることとされております。災害による住宅
などの損失は、必要経費に類似した性質を有する
ものとして取り扱われております。

このことから、世帯構成等に応じた人的控除よ
りも先に災害による損失に係る控除を行うことと

されておりました。災害による損失への対応とし
て現行の雑損控除は適切である、そのように考え
ております。

○階委員 必要経費だから人的控除より先に控除
するんだという趣旨でしたけれども、過去には違
うことを政府が答弁しているんですね。

古い答弁ですけど、昭和二十六年の参議院
の農林委員会というところで政府参考人から、当
時は政府委員といたしたかもいれませんが、そちらか
ら言われたのが、雑損控除については繰越しが認
められるからまず先に引く、医療費、扶養等の控
除は原則として繰り越さない建前にしているとい
ったような答弁があったわけです。

要は、繰越しが認められるものはなるべく早く
控除を使い切ってしまうおう、そして早く平時の税
収を取り戻そうという考え方がこの答弁から読み
取れるわけです。つまりは、被災者に寄り添って
いるのではなくて、税を集める立場に立ってこの
雑損控除の扱いが定められているのではないかと。

これは先ほど申し上げました、災害によって人
間の人生は大きく変わります。そして、誰しもが
それは経験し得る、そういう世の中です。それを
考えると、徴税側の立場ではなくて被災者の立場
に立って、私が申し上げたとおり、雑損控除の取
扱い、まずは人的控除をやってからその後雑損控
除の中でも災害損失による部分は控除を行う、そ
して繰越しがあれば翌年その翌年と控除を行って
いってなるべく税負担が少なくなるようにする、
こういうふうにするべきだ、これは税理士会、先ほ
ど大臣も言及されました、税理士会も同じような

考え方ですよ。これはやるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○鈴木国務大臣 昭和二十六年の政府委員のこの発言については、私、承知をしております。後で見たい、そういうふうに思います。

いずれにいたしましても、政府の今の立場でございませぬけれども、これは、まずは収入から必要経費を差し引きまして、そして、まず所得を決める、担税力の基礎となる所得を求め、その後、人的な控除を行うということにしておりまして、災害に係る住宅などの損失はこの必要経費に類似した性質を有するものとして取り扱っているところでございます。

いろいろな御要請が各方面からあり、今先生からも御指摘をいただいたところでございますが、そうした今の現状について御理解をいただけるように努力をしたいと思えます。

○階委員 昨年ですか、税制改正で災害による損失の繰越期間を三年から五年に延ばしましたよね。これも一歩前進だと思えます。ただ、せっかく繰越期間を延ばしたんだしたら、それを使えるように、なるべく使えるようにした方がいいんじゃないですか。私が言ったように控除の順番を変えることによって、繰越期間を延ばしたということもより生きてくるわけですよ。

そういう意味でも是非これはやっていただきたいし、税理士会の要望について、資料の一ページ目にもつけていますけれども、やはり、災害の規模や被災地域の経済状況等によっては損害の回復や復旧に相当の時間を要する場合も想定されるた

め、災害による損失が十分に救済されるよう税制上の更なる手当が必要だということ。最後の方に書いていますけれども、是非この考え方に立つて、更なる手当で、御検討いただけませんか。よろしく願います。

○青木政府参考人 失礼します。

先ほど扶養控除は繰越しできなくて雑損控除が繰越しできるというお話、昭和二十六年の御答弁のお話がありましたので、その点について少し御説明をさせていただきます。

まず、所得税、暦年課税が原則でございます。したがって、基礎控除それから扶養控除といった人的控除につきましては、納税者における暦年ごとの事情に対応して担税力を調整する趣旨から設けられております。

したがって、人的控除の金額が所得金額を上回るからといって、上回った金額を翌年の担税力の調整に回す理由はないのではないかとこのように考えております。

なお、雑損失の繰越控除につきましては、要は、災害などによって非常に異常な損失が発生したと。そういった異常な損失に対する担税力の調整を複数年で行うという観点から、所得税の暦年課税の例外として認められておるものでございます。

○階委員 今、へ理屈をいろいろ述べていただきましたけれども、別に人的控除を繰り越せなんてことは一言も言っていないですよ。順番を変えることによって、より被災者を手厚く支援できるのではないかとこのことを言っているわけですよ。

大臣、税理士会の要望を一ページ目につけてい

ますけれども、下の方に災害対応税制という項目がありまして、その下から五行目ぐらいですよ、災害による損失が十分に救済されるよう税制上の更なる手当が必要だということを言っていて、さつきも私が申し上げたとおりです。

この更なる手当について、是非政治の力で検討していただきたい、このことを強く申し上げたいんですが、いかがでしょうか。

○鈴木国務大臣 今現在、税制改正プロセス、これは直近のもの、中期的なものも含めて、党税調で決めることになっております。恐らく党税調の方にも日本税理士連合会からの要望というのはあるんだと思えます。

私が党税調の立場で申し上げるわけではございませんが、いろいろな御要請を受けながら、必要とあるもの、それは、現下のいろいろな情勢を踏まえて、例えば災害というものが頻発化あるいは強いものになっているというようなことも踏まえながら、必要ということになれば、党税調において議論をされることである、そういうふうに思っております。

○階委員 鈴木大臣は私と同じ被災地の岩手県出身ですし、自民党ですから、党の税調においても何らかの影響力はあると思っております。

是非、財務大臣という立場を離れてでもいいです。是非、この見直しについて積極的に取り組んでいただきたいと思うんですが、財務大臣御個人としての御見解をお願いできますか。

○鈴木国務大臣 党税調で決めることについて、これは基本的に今、決定プロセスがそうになってお

りますので、政府としてもそれを最大限尊重する。党税調で決まったことは、それは政府としてもしっかりと法案にしていく、こういうことでございますので、党税調で議論されるということが重要なことである、そういうふうに通じております。

個人的なことについては、このことに限らず、いろいろな思いもございます。そういうことも含めて、話をする機会はあるんだと思います。

○階委員 是非、党の中でも積極的に議論を進めていただければというふうに思います。

次に、私は立憲民主党のネクスト財務金融大臣という立場にありますので、少し大きな話、財政再建についてお話をさせていただきたいと思えます。

まず、歳出改革という言葉がいろいろな局面で使われているわけですが、今問題になってくる少子化財源を捻出するための歳出改革についてお聞きしたいと思います。

資料の二ページ目を見てください。

これがごども未来戦略の抜粋でありまして、歳出改革については、二〇二八年度までに一・一兆円程度の確保を図るといふ③というところにあります。脚注として、社会保障関係費等の歳出の目安の下での歳出改革により、年平均〇・一兆円程度増加といったようなことが書いてありますね。

注目したいのは、社会保障関係費等の歳出の目安の下での歳出改革によりということですから、これから新たに歳出改革を深掘りしてやっていくということではないと思うんですが、この点、確

認させていただきます。

○鈴木国務大臣 御指摘のとおり、子供、子育て政策の強化に充てられる財源を確保するための歳出改革については、ごども未来戦略において、一

・一兆円程度の確保を図るとされております。これは、社会保障関係費の伸びを高齢化による増加分に収めるとの歳出改革の方針の下、これまで子供、子育て関連予算を国、地方で年平均〇・一兆円程度増加させてきたという実績、これを踏まえて、こうした歳出改革努力を二〇二八年度まで継続することを前提とするものであります。

そういう中で、令和六年度予算におきましては、こうした方針の下、薬価等改定や医療保険制度改革などの取組を継続した結果生じた公費削減効果を活用し、国・地方で千九百億円程度の子供、子育て予算の追加を行いました。

来年度以降におきましても、昨年十二月に閣議決定いたしました全世代型社会保障改革に係る改革工程に従いまして、医療・介護制度等の改革を実現することを中心に取り組み、公費削減の効果を引き上げていきたいと考えております。

○階委員 まず、総額三・六兆円でしたか、加速化プランの財源。そのうち一・一兆円を歳出改革で捻出するんだという図をさんざん見せられてきましたけれども、要は、新たな歳出改革がないんですね。やらないのにやるようなことを言うのはごまかしだと思います。

その上で、毎年これまで一・八兆円ぐらい歳出改革で子供の財源を手当てしてきたから、これまでもやるんだということなんですが、今までと同

じ歳出改革を継続するということは、高齢化の範囲に伸び率を抑えるということも毎年やらなくちゃいけないということですね。それ自体が非常に大変なんです。物価も上がる、賃金も上がるという中で、それ自体が非常に大変。あわせて、千八百億円を更に子供の予算として毎年毎年積み上げていかなくちやいけないですよ。それが二重に大変なことであって、そんなこと本当にできるのかと思うんですけども、今のお話を聞いていても、希望的な観測を言っているだけで何ら具体策はないと思うんですね。

本当にできるんでしょうか。お答えください。
○鈴木国務大臣 先ほど申し上げたのが、まさに財源確保の歳出改革による方針でございます。この方針に沿って、実績を踏まえながらやってまいりたいと思っております。

○階委員 まず、ここで言っている歳出改革はごまかしだということは指摘させていただきたいと思えます。

次に、防衛財源。これも、毎年二千億円、五年で一兆円調達するということで、そのための毎年二千億円ずつ歳出改革しなくちやいけないということなんです。三ページ目を御覧になってください。来年度予算では二千億円、歳出改革で捻出できたということをやわんとしているわけですが、これも、これはまやかしてはないかと私は思いますよ。

というのは、まず、上の方に下線を引いていますが、これまでの歳出改革の取組を継続するということがありまして、これまでの歳出改革、どんな

成果だったのかというと、下の方の注に書いてあるところなんですが、平成二十六年度から令和五年度における消費者物価上昇率の平均プラス〇・七％程度、この範囲に社会保障関係費以外の歳出の増加を抑えるということで、平均で四百四十七億円程度の増加に抑えたということ的成果として言っているわけですね。

これを直近の政府経済見通しの物価上昇率二・五％に置き換えると、〇・七％で四百四十七億円だったから、二・五％になると三・五倍の歳出抑制効果が生まれるだろうということで、それが千六百億だということを上の方の下線の千六百億円程度ということは意味しているわけです。

ちよっと面倒な話をしましたけれども、要は、物価が大きく上がったので、今までは物価の伸びの範囲に歳出を抑制するんだといっても大した金額じゃなかったのが、ここに来て大きく膨れ上がっている。千六百億円になりました。だから、自動的に、千六百億円のところをゼロにすれば、千六百億努力した、歳出改革したということになるわけです。

今回は、ゼロじゃなくて、マイナス五百までしたので、千六百億足す五百で二千億、歳出改革で捻出したと言っていますけれども、これははつきり言って、二・五％という他方本願の物価上昇率があったからこそなせた業であって、これがもし今後、直近はもう二％を切りそうな水準になってきましたよ。それでどんどん低下していくと、当然、二千億出すためには、削る幅を増やしていかなくちゃいけないということになると思うんです。

削るのは本当に大変なことですよ。社会保障の話もさっき言いましたけれども、社会保障以外だつて、人件費だつて上がるでしょうし、いろいろなコストが上がる中で、削り幅を増やしていくというのは容易じゃないですよ。

そのように思っております。

○鈴木国務大臣 階先生が今ずっと丁寧な御説明いただきましたけれども、若干繰り返しになるかもしれませんが、防衛力強化に充てられる財源を確保するための歳出改革につきましては、非社会保障関係費を対象として、令和九年度時点において、令和四年度と比べて一兆円強を確保することとしております。

○階委員 結局、今後本当にできるかどうかということについては、希望的観測を述べただけでした。やはり、この防衛財源の歳出改革の方は、まあかしだと言わざるを得ません。

令和六年度予算におきましては、令和五年度予算に続き、対前年度比で二千億円程度の財源を確保しております。

四ページ目を御覧になってください。これがその根拠とされているものですけれども、この中の左上の方に、社会保障を中心とした歳出効率化努力による改善がプラス〇・七％、三・八兆円程度という過去の実績を基にして、一年当たり、これは三年で三・八兆円なので、一年に直すと大体一・三兆円とか、そんなふうな話だったと思います。

具体的には、経済、物価動向等を踏まえつつ、これまでの歳出改革の取組を継続するとの従来の方針に沿いまして、非社会保障関係費の伸びを対前年度比プラス一千六百億円程度、抑制する中で、防衛力整備計画対象経費以外の非社会保障関係費全体を対前年比で五百億円程度減額することによって、この二千億円程度という数字が導き出されているわけでございます。

ここは内閣府にお聞きしたいんですけども、これまでと同じ努力をすれば、一・三兆円、歳出改革で確保できるようなことを中長期見通しに書いていたと思いますけれども、これは成長実現ケースである名目三％成長が前提になっています。

今後とも、各種の政策課題に対応するために必要となる予算措置、これを的確に講じつつ、分野における予算事業の一層の効率化、適正化に努め、徹底した歳出改革を継続していくことで、こうした枠を防衛財源の確保として図っていききたい、

更に言うと、一・三兆円の歳出改革をしながらやらないのは、二五年年度の予算の段階でこれをやらなくちゃいけないわけですよ。そうすると、二五年の予算編成というのは非常に重要なわけですから、この予算編成の段階で一・三兆円の歳出改革を行っているかどうか、これを検証するすべはあるのかどうか、これをお答えください。

まず、先生御指摘の……（階委員「端的に、短くね」と呼ぶ）はい。先生御指摘の一・三兆円の計算ですけれども、配付していただいた資料にありますように、過去の期間について、元々中長期試算の成長実現ケースで示されていたPB歳出、いわゆる自然体の歳出と、歳出の目安に沿った予算編成を行った後のPB歳出を比較して、前年度の補正予算の執行なんかを考慮した上で、両者の差を歳出効率化努力としております。

したがって、過去の目安に沿った予算編成がなされた場合の平均的な歳出効率化によるPBの改善見込みということでお示ししておりますので、御質問いただきました二〇二五年度に歳出改革を行うというのは非常に容易ではないんですけれども、仮にそういうことが行われた場合の一つの数字の目安として一・三兆円という数字は使えるということを考えております。

○階委員 二五年度にプライマリーバランス黒字化を達成するには、一・三兆円とかその程度の歳出改革をしないといけないと思うんですよ。実際にそれを行っているかどうか、これは予算編成の段階でちゃんと検証できるんですか。内閣府、お答えください。

○中澤政府参考人 お答え申し上げます。繰り返しのお答えになって恐縮ですが、過去に歳出の目安……（階委員「質問に答えてください。検証できるかどうかと聞いているんです。予算編成の段階で」と呼ぶ）はい。歳出の目安に沿った歳出改革が行われた場合には、元々中長期試算で見込んでいた歳出に比べてその程度歳出が

抑制されるという計算になると考えております。（階委員「ちよつと待って」と呼ぶ）

○津島委員長 階君、発言の際は挙手をお願いします。

○階委員 はい。

それは、理屈の上ではそうかもしれませんが、我々、予算を審議する段階で、二〇二五年度、これだけ歳出改革をやりましたということを実績というか、実際の数字をもって示すことはできるのかと聞いているんです。二〇二五年度の予算編成の段階で今年度の歳出改革は幾ら行われましたということをお示しできるんですかということをお示ししております。正直にお答えください。

○中澤政府参考人 お答え申し上げます。

この一・三兆円に関しましては、元々中長期試算で示していました成長実現ケースの自然体の歳出の数字との比較において現実の予算がどうなっているのかということを示しておりますので、そういった意味で、元々の中長期試算で見込んでいたものとの対比でどれぐらい歳出が削減されたかということに関しては、数字ということでは計算は可能かと思っております。（階委員「だから、答えていないって」と呼ぶ）

○津島委員長 階君、もう一度。

○階委員 歳出改革をやった結果、やらない場合に比べてどれぐらい歳出が減ったかということは、事後的には分かるんですよ。ただ、事前的に、つまり、予算編成のタイミングで、今年度はどれだけ歳出改革が行われたかということをお示しできる体制になっていきますかということをお示し

ているんですよ。

検証できないでしょう。私、昨日さんざんなたの部下とやり取りしましたよ。検証できないということをお示しお答えいただければいいんですよ。お答えください。

○中澤政府参考人 お答え申し上げます。（階委員「答えてくださいよ、質問に。時間がもつたない」と呼ぶ）はい。

中長期試算にしましては、予算編成が終了した後の一月に通常、翌年度の予算を踏まえた形のプライマリーバランスの数字をお出ししておりますので、その段階で、先生おっしゃる通りに、事後的にはお示しできるということかと思っております。

○階委員 結局、そうなんです。事後的にしか分からないので、本当に二〇二五年度の予算で必要な歳出改革をやったのかどうか検証できない。一・三兆円やればプライマリーバランス黒字化を達成できるようなことを言っていますけれども、検証するべきがないんですよ。つまり、ほったらかしですよ。

要するに、歳出改革、今日三つ挙げましたけれども、いずれも、ごまかし、まやかかし、ほったらかしで全く実効性がないということをお示しと指摘させていただきます。

それから、五ページ目を見てください。これは財務省に試算してもらったもので、令和六年度、来年度の利払い費は既に数字が出ておりまして九兆八千億なんです。その後、債務も増えますし、金利も上がっていくことを理論

的に見積もっていきますと、どんどんどんどん利払い費は増えていって十年後には二・八倍ぐらいになるといって、これは財務省に機械的に数字を算定していただきました。

原口先生がおっしゃったように、そもそも発射台のところが大きいのではないかという議論はあるかもしれませんが、一応財務省としてはこれを公式に発表しているわけですね、九兆八千三百億円のところは。それを理論的に将来まで伸ばしていくところという数字になって、とんでもない利払い費になるといって、とんでもない利払い

ところで、財務省は、こういう利払い費の急増に対する財源の手当て、これについて考えているのかということをお尋ねします。

○鈴木国務大臣 後年度影響試算におきましては、一定の経済前提を仮置きした機械的な試算の結果として、二〇二七年度の利払い費が、名目経済成長率を三%とするケースにおいて十五・三兆円となり、昨年度の試算に比べて約三割増加する姿をお示しいたしました。我が国の債務残高が高い水準にある中で、今後金利が上昇して利払い費が増加すれば、財政状況が悪化をして政策的経費が圧迫されるおそれがあるものと認識をいたします。具体的な将来の利払い費増分の財源についてお示しをすることはできませんが、政府としては、利払い費が増加しても適切な予算編成が引き続き可能となるように、歳入歳入両面での改革努力、これを着実に推進しなければならぬ、それによって必要な財源の確保に努めてまいりたいと思っております。

○階委員 子供とか防衛費については、ごまかしであったり、まやかしであったりして何とか財源をこしらえようという努力はあるんだけど、利払い費についてはないんですよ。ただ、利払い費は怠ったらデフォルトですからね、国家財政は破綻しますからね。本当だったら、この財源をどうするかということを最優先で考えるべきですよ。それが全くないということをお問題点として指摘させていただいた上で、この利払い費をちゃんと見ていく上で、今の予算フレームの在り方は極めて問題だということをお指摘させていただきたいと思っております。

六ページ目、令和六年度の予算フレーム、実はこれは予備費が能登半島の地震の関係で五千億追加されたんですが、その前のものだとということをお断りさせていただきます。その上で、本質的なところはそこは関係ないので、このフレームを基にして説明させていただきます。

歳出の中で、国債費とありまして、この中で債務償還費と利払い費、十七兆が債務償還費、利払い費が約十兆弱ということなわけです。この間、二月十六日のたしか堀井さんの御質問だったかと思うんですが、この債務償還費を国債費に含めるのはいかがなものかといったような御指摘もあつたと思っております。

私も、ちょっと立場は違うんですけども、同じようなことを考えていまして、債務償還費、要は借金を返すところにこの十七兆が入っているわけですけども、実は、その下の歳入のところを見ますと、公債金というところで、債務償還費相

当分、全く同じ額、十七兆ぐらいを新たな借金で手当てしているわけですね。借金を返すと言いながら、その原資は借金なわけですよ。ということは、これは相殺していい話であって、借金を返したことはないと思っておりますよ。

もし本当に債務償還費を充てたいのであれば、一部だけ取り上げるんじゃないかと、たしか百三十五兆円ぐらい、今期、借換えがあると思うんですよ、百三十五兆円償還しました、でも、百三十五兆円借換えで調達しました、ここまで全部書いて初めて意味を成すと思っていて、中途半端に債務償還費十七兆円だけ書いても何の参考にもならない。むしろ、それをやるぐらいだったら、この部分は相殺して利払い費だけを国債費として上げた方がよっぽど財政のちゃんとした考え方ができるんじゃないかと思っておりますよ。これ、どうですか、やめた方がいいんじゃないですか。債務償還費、中途半端なやり方だったら消した方がいいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○鈴木国務大臣 階先生御指摘の債務償還費につきましては、国債の償還財源を確実に確保しつつ、償還のための財政負担を平準化するといった観点から、法律において規定されております六十年償還ルールに基づき計上しております。

予算の全体像としていかなる姿をフレームとしてお示しすべきかについてはいろいろな御意見があると承知しておりますが、この六十年償還ルールが財政健全化の精神を体現するものとして長年にわたり定着しているものであると認識をしておりますところから、これを前提とする一般会計の姿

の見せ方には意義のあるものと考えております。

○**階委員** 六十年償還ルールを守っていると云えるんでしようか。償還していいですよ。償還分を新たに借金しているだけじゃないですか。それは、全然、財政健全化努力を示したことはないと思いません。意味のないことはやめまじょうよ。本当に税収の中からお金を返しているんだつたら出す意味があると思うんだけど、借金でもって借金を返している、意味のないことをやることは私は有害無益だと思います。これ、見直しませんか、大臣、いかがでしょうか。

○**鈴木国務大臣** 一般会計の姿の見せ方というのは、いろいろな御意見があると思っております。階先生の御意見も一つの有力な御意見である、そういうふうにあります。

政府といたしましては、先ほど申し上げましたとおり、この六十年償還ルール、借換えになるわけでありませけれども、これが財政健全化の精神を体現しているという観点、そして、長年にわたって定着しているという認識、そういう二つの点から、これを前提とする一般会計の姿の見せ方には意義があるのではないかと、そう思うと思っております。

○**階委員** 全く説得力がないと思えますね。借換え分の調達を含めて出すんだつたら、百三十五兆全部出した方がいいと思えますし、それはやらないうんだったら、借換え分で債務償還した分は除いた方がいいと思えますよ。全く今のやり方では財政を見誤るといことは指摘させていただきます。これも、ごまかし、まやか、まやか、まやか

かしの一部だということを申し上げます。

さて、もう時間も大分たつてまいりましたので、ちよつと、財政に関する残りのことはまたじっくりお尋ねするとして、租特の問題についてお尋ねしたいと思います。

労働分配率が大企業は低いので賃上げの余力はあると思うんですが、中小企業、特に大臣や私の岩手の方などは労働分配率がもう高くなつていまして、最低賃金もなかなか上げられない、そして一般の賃上げもできないということなんです。この労働分配率が高い中小企業において、今回やろうとしている賃上げ税制は、効果が見込めないと思っております。やるべきことは労働生産性の向上です。

十ページ目に最近の「経済教室」の記事を付かせていただきましたけれども、徳井先生という信州大学の先生がおっしゃっているのは、やはり三十年間で国内の地域間の労働生産性の格差が拡大している、その背景には、研究開発ストック、これが都市部に集中したせいがあるということを言っているわけです。

だから、労働生産性を特に地方で上げていくためには、地方の研究開発拠点、これを充実させていく必要があると思えます。

そういう意味で、これもちよつと地元の話で恐縮なんです、大臣の地元、私の地元の岩手では、国際リニアコライダーの誘致なんかも検討していますけれども、こういうことも含めて、全国的に研究開発拠点を増やす、そして、労働生産性を高め賃上げにつなげる、そういう好循環を考

えていくべきだと思いますが、大臣、いかがでしょうか。

○**鈴木国務大臣** 地方におけます研究開発拠点、これを増やすべきである、それが中小企業の賃上げにもつながるとい御指摘であると理解いたしました。

御指摘の地方の研究開発拠点の強化につきましても、今回の税制改正において、企業が研究所等を地方に移転する際に適用できる地方拠点強化税制の延長、それから、令和五年度税制改正において、中小企業向け研究開発税制のめり張りづけなどを行っております、こうした取組を通じまして、地方を含め、持続的な賃上げや労働生産性の向上を図ってまいりたいと思っております。

国際リニアコライダー、我々にとつて大きな悲願であるわけですが、こうしたものにつきましても、まず文部科学省において国内外の研究者コミュニティの議論を踏まえつつ検討をしていかなければならない、この点については、階先生と思いは全く一緒でございます。

○**津島委員長** 階君、申合せの時間が経過しております。

○**階委員** はい。

時間が来ましたので、質問は終わります。

今回の税制改正の中で戦略分野国内生産促進税制というものが含まれていますが、これは、総務省の租特の点検結果が非常に悪い。極めて悪い。そして、なおかつ、これは一部の大企業に受益が集中しており、かつ、税収に与える影響も十年間で二兆円ぐらいということで極めて大きいという

ことで、厳密に審査しなくてはいけないのにそれが行われていなかったのではないか、非常に問題であるということ到最后に指摘させていただきまして、質問を終わります。ありがとうございます。

○津島委員長　これにて階君の質疑は終了いたしました。